

第 1 章 選挙管理委員会

（選挙管理委員会）

- 第 1 条 この法人（以下、「本法人」と略す。）の役員選挙の管理・執行の業務を行うため、本法人に選挙管理委員会を置く。
- 2 選挙管理委員会の委員長は、理事及び監事以外の評議員のなかから、理事会の決議を経て理事長が委嘱する。
- 3 選挙管理委員会の委員は、理事及び監事以外の評議員のなかから、理事会の決議を経て理事長が 3 名から 5 名を委嘱する。
- 4 委員長及び委員の任期は、2 年とし、委嘱の日から始まり次期委嘱の前日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 5 選挙管理委員長又は委員が理事選挙に立候補しようとするときは、委嘱を辞退しなければならない。
- 6 本委員会は、構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、当該議事について文書をもって予め意思を表示した者は、出席者とみなす。また、本委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。
- 7 議事録は、議長が作成し、議長及び議長が議事録署名人として出席者の中から指名する 2 名がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。
- 8 選挙に関して疑義を生じたときは、選挙管理委員会の決議によって決定する。

第 2 章 役員を選任

（適用）

- 第 2 条 本法人の役員は、本法人の定款に定められたことのほかは、この規則によって選任する。

（理事の選挙）

- 第 3 条 定款第 25 条第 2 項に定める理事の選挙は、郵送又は電子媒体による評議員の無記名投票（15 名連記）によって行う。
- 2 前項の選挙において、次の各号の投票は、これを無効とする。
- (1) 所定の投票用紙を使用しなかったもの
 - (2) 被選挙権者でない者の氏名を記載したもの
 - (3) 記載した氏名が確認できないもの
 - (4) 被選挙権者の氏名以外の事項を記載したもの。ただし、職業、身分又は敬称等を記

入したものは、その限りではない

(5) 16 人以上の氏名を記載したもの

(6) 選挙管理委員会が定めた期限までに郵送されなかったもの

第 4 条 評議員は、第 3 条に定める選挙において理事となる候補者（以下、「理事候補者」と略す。）となることができる。ただし、選任の行われる年の 4 月 1 日の時点で、65 歳未満でなければならない。

2 理事候補者になろうとする者は、選挙管理委員会が定めた期日までに到着するよう、書留郵便等（電子媒体を含む）によって、その旨を選挙管理委員会に届け出なければならない。

3 前項に定める届出は、所定の用紙（電子媒体の場合は様式）を用い、理事候補者の氏名、所属する施設名、生年月日、経歴及び所信を記載しなければならない。

4 選挙管理委員会は、理事の選挙を行う 14 日前までに、理事候補者に立候補した者の氏名、所属する施設名、生年月日、経歴及び所信を掲載した理事選挙広報を評議員員に送付する。

5 理事候補者に立候補した者が 20 名以下であった場合は、無投票により、立候補者全員を理事候補者とする。

6 選挙において当選した理事候補者（以下、「選挙理事」と略す。）及びこのなかから選出された理事長候補者は、社員総会の決議によって任命される。

（理事長の選任）

第 5 条 理事長は、第 3 条及び第 4 条に定める選挙の後、速やかに新選挙理事による理事会を招集し、新たな理事長候補者を選出する。

2 理事会の議長は、新たに理事長候補者が選出されるまでの間は前任の理事長が務める。

3 理事長候補者の選任は、選挙理事全員を被選挙権者とし、自薦又は他薦により、理事会に出席した全選挙理事の無記名・単記投票の選挙によるものとする。

4 投票方法及び当選者の決定は、次の各号の規定による。

(1) 過半数を得票した者を当選者とする。

(2) 1 回の投票で過半数の得票がなかった場合には、上位 2 名による決選投票を行う。

(3) 1 位が同数 3 名以上、若しくは 2 位が同数 2 名以上の場合には、上位 3 名以上で投票を行い、過半数が得られなかった場合は、上記第 2 号の決選投票を繰り返す。

(4) 決選投票で同点のときは、抽選で決するものとする。

5 特段の事情により対面での理事会招集が困難な場合は、郵送により理事長選挙を行う。

郵送選挙の実施方法は、選挙管理委員会の協議によって決定する。

- 6 海外在住等の理由により対面での理事会参加や郵送での投票が困難な場合は、オンライン投票を認める。投票の方法は選挙管理委員会が定める。

(監事及び理事の推薦)

第 6 条 第 4 条の選挙により選出された選挙理事は、評議員会及び名誉会員の内から監事候補者 2 名を選出する。ただし、その他から選任すべき特段の事情がある場合には、この限りでない。選出された監事候補者は、社員総会の決議によって任命される。

- 2 第 5 条に規定する手続きにより選出された理事長候補者は、定款第 25 条第 2 項に基づいて若干名の理事候補者を指名することができる。ただし、これらを加えた理事の総数は、25 名を超えないものとする。理事長により指名された理事候補者は、選挙理事の過半数の賛成を経て、社員総会の決議によって任命される。

(理事長補佐・幹事の推薦)

第 7 条 理事長は、若干名の理事長補佐候補を理事会に推薦することができる。理事長補佐は、学会員如何を問わず、内外の有識者であり学会運営について助言を与える。理事長補佐候補者は理事会の承認を受けたのちに、社員総会で任命される。

- 2 理事長補佐の任期は、推薦した理事長の任期と同じとする。ただし、再任は妨げない。

第 8 条 理事長は、評議員会の中から若干名の幹事候補を理事会に推薦することができる。幹事は、将来中心的に学会運営を担っていく者として理事会・各種委員会にオブザーバー参加できる。幹事候補者は理事会の承認を受けたのちに、社員総会で任命される。

- 2 幹事の任期は、推薦した理事長の任期と同じとする。ただし、再任は妨げない。

第 4 章 補 則

(規則の変更)

第 9 条 この規則は、理事会の決議を経て変更できるものとする。

附 則

- 1 この規則は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。